

「令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う海外特別研究員採用者への特例措置について（令和3年3月10日付学振海第382号通知）」の考え方等について

日本学術振興会では、海外特別研究員制度に関する標記特例措置等を令和2年3月23日付通知により初めて実施し、以来今日まで、制度対象の皆様からのご相談やご意見並びに令和2年度及び3年度予算の状況等を踏まえつつ、数度に亘り追加の措置を講じてまいりました。

このたび、令和3年度における実施内容の通知に合わせ、令和2年度の特例措置を実施した際に頂いたご意見に対する本会からのご説明内容について、改めて下記のとおりまとめることといたしました。

別途通知している特例措置をご希望の方におかれては、何卒ご一読くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. はじめに

(1-1 事業の基本的考え方について)

海外特別研究員事業（以下、「本事業」という。）は、我が国の学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者を海外に派遣し、特定の大学等研究機関において長期間（2年間）研究に専念できるよう支援する事業であり、日本学術振興会（以下、「本会」という。）の予算の範囲内で支援を行うものです。

本事業は、若手研究者の希望により「海外の大学等研究機関において長期間（2年間）研究に専念できるよう」支援することが運営の基本であり、そのことを前提として予算措置されています。従って、本事業における新型コロナウイルス感染症の影響に対応する措置は、当該の基本的な制度運営を踏まえて特例的に実施いたします。

(1-2 海外特別研究員の採用、支援の仕組みについて)

本事業は、1-1で述べたような制度であるため、本事業で採用する方（以下、「採用者」という。）は、海外への渡航時点から採用開始となり、かつ、その手続を経て支援を受けられる仕組みとしています。

また、採用者の皆様には、前述のとおり本会の予算の枠内で「往復航空賃」及び「滞在費・研究活動費」を支給することとしています。そのうち「滞在費・研究活動費」部分については、「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引（令和2年9月）」37ページ「2. 滞在費・研究活動費」にあらかじめお示ししているように、渡航期間に対応する「旅費」を支給する取扱いとしています。

こうした制度であることから、本来、日本国内における研究活動を制度として想定しているものではないことをご理解ください。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置の考え方

(2-1 日本国内に滞在のまま採用開始を希望する者への特例措置について)

本特例措置は、新型コロナウイルス感染症の影響により、採用者が派遣国・地域への入国ができなくなった場合等を考慮の上、渡航延期等への取扱いについて柔軟な対応ができるようにするためのものです。

通常、海外渡航をして初めて採用者として取り扱うことができる場所、日本国内において海外特別研究員としての当初計画を踏まえた研究活動を実施いただくことを以て、海外特別研究員としての研究活動を開始したとみなし、一定期間の日本国内滞在中についても「旅費」を支援することを特例的に措置したものであり、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、次の3点の前提及び予算等の状況を勘案して、本会として取り得る限りの対応を実施させていただきます。

- ・ 本事業は本会の予算の範囲内で支援を行う制度であり、特例措置を講じるに当たっても同様であること。
- ・ 本事業の運営における基本的考え方を維持しつつ、本会として取り得る範囲で緊急の措置を講じたものが特例措置であること。
- ・ 「海外への渡航による当初計画の実施」という海外特別研究員制度の目的達成に向け、各採用者が研究計画に沿った渡航が実現できるよう、当分の間日本国内で研究活動を行っていただくことを可能にするための支援であること。

通常、国からの予算を原資としている制度において本会が特例的な措置を講じようとする場合、上記のような前提を踏まえて実施するため、対象となる採用者の皆様の置かれた状況によっては、本会として十分ご満足いただけるだけの対応が難しい可能性がございますこと、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

対象となる採用者の皆様におかれては、今回の特例措置の内容及び考え方について十分ご確認及びご了承いただいた上で、措置を希望する場合には、「新型コロナウイルス感染症に係る特例措置希望調書」をご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2-2 日本国内滞在中の滞在費・研究活動費（旅費）の考え方について)

① 総論

2-1 に述べておりますように、今回の特例措置は、日本国内において海外特別研究員としての当初計画を踏まえた研究活動を実施いただくことを以て、海外特別研究員としての研究活動を開始したとみなすことを可能とするものです。特例措置において採用者に支給する「滞在費・研究活動費」は、1-2 で述べたとおり「旅費」を支給する取扱いとしていることに変わりありませんので、単価については本会の旅費規程に準拠して支給します。

② 「旅費」の考え方

2-1 で述べておりますように、特例措置は、一定期間の日本国内滞在中の「旅費」を支援するものであり、特例措置における単価は本会の旅費規程に準拠し本事業の特性を踏まえた旅費として設定させていただいているところです。

旅費は用務地に応じて支給すべきものであり、特例措置では日本国内において海外特別研究員としての研究活動を開始したことに対して支給する旅費であることから、本会の旅費規程に定める国内旅費に準拠した金額を一律に支給させていただくことといたしました。

また、滞在費・研究活動費の日額については、海外で研究を行う場合も、本会の旅費規程に準拠

して滞在期間に応じた減額を行っており、特例措置においても同様に減額して支給することとしています。

※日額減額の扱いについて

海外へ渡航される場合は、滞在費・研究活動費の支給総額をあらかじめ2年間の滞在期間で平準化した日額の設定としており、減額分についても織り込み済みです。

特例措置においては、国内での研究期間が採用者によって異なり、支給額を研究期間で平準化することはできません。このため、あらかじめ一律の平準化した単価設定は行わず国内での研究期間に応じて減額して支給する取扱いとしています。

参考：特例措置における支給額の目安

支給対象期間	日数	単価	計
採用開始後第1日~30日	30	13,000	390,000
第31~60日	30	11,700	351,000
第61日~	30	10,400	312,000

(2-3 日本国内に滞在のまま採用を開始し終了する者への特例措置について)

本特例措置は、通常の制度運営では、海外特別研究員の採用歴がある者の再申請を認めていないところ、新型コロナウイルス感染症の影響により採用年度内に派遣先機関への渡航が叶わない場合には、再申請を認める措置です。

他方、海外特別研究員の申請要件として定めている各種条件は、全ての採用者に対し求めている内容です。特に「博士号取得後5年未満（RRAの場合は10年未満）」という条件は、本事業の趣旨において言及している「若手研究者」に該当するかどうかを判断する指標として長年用いているものであり、例外的な措置を講じるに当たってもこのことは十分に考慮する必要がありました。そして検討の結果、海外特別研究員事業は、毎年度募集を行い採用することを事業の前提としていること、また例外的な措置は事業の趣旨の範囲内で実施することをそもそもの前提としていることから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて採用を開始できなかった採用者の再申請も、「博士号取得後5年未満（RRAの場合は10年未満）」を満たす場合に限定させていただくこととしました。

3. おわりに

新型コロナウイルス感染症の影響が今後も予想されるなか、本会といたしましても引き続き予算状況等を考慮しつつ、さらなる対応を検討してまいり所存です。何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上